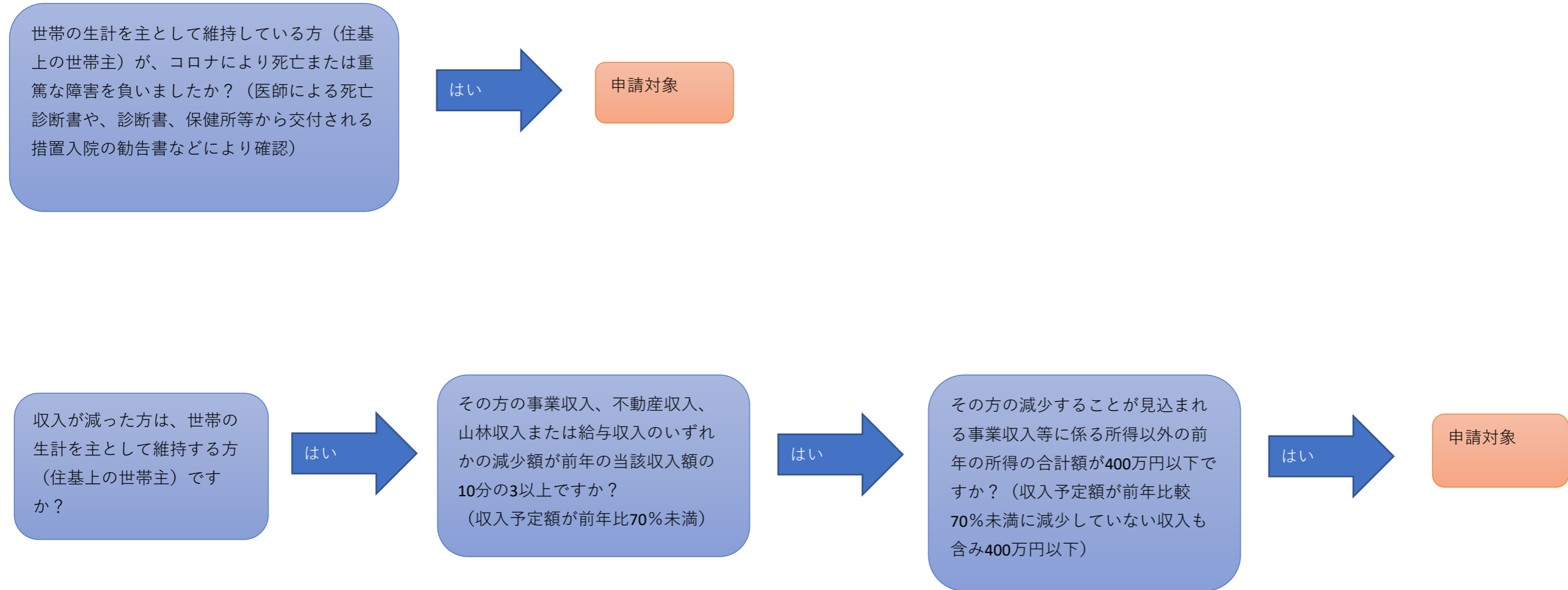


減免申請について

- ・新型コロナウイルスの影響による収入減か確認をお願いします。
- ・減免期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められている保険料
(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日が上記期間内)



※1つでも「いいえ」があると申請対象となりません。

※減少することが見込まれる事業収入等に係る令和2年の所得額が0円またはマイナス金額の場合は、減免対象となりません。